

暮らし・福祉・教育優先の市政をめざして  
みんなが



# たんぽぽだより

日本共産党川西市議会議員 黒田みち

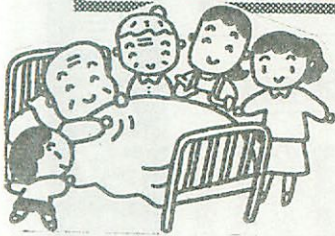
市議員団控室室 TEL 740-1111 (内線4020)

直通FAX 759-1811

黒田みち事務所 TEL 795-4760

たんぽぽだよりブログ

http://kurodamich.exblog.jp



## いのち守り、国の医療予算拡充求めて討論

### 「後期高齢者医療制度廃止」の請願に賛成

#### 他の議員「後戻りはできない」と反対

「後期高齢者の廃止を求める」など国に意見書提出を求める請願3件が、3月26日の最終本会議で審査されました。厚生経済常任委員会審査の状況は前号でお伝えしましたが、前田議員のように委員会では反対、本会議では賛成と態度を変える、同一会派でも賛否が分かれました。(表参照・敬称略)

#### 「姥捨て山」拡大は許されない

国民が期待し、政権交代の目玉政策だった「後期高齢者医療制度の廃止」。民主党政権は廃止の先送りと保険料値上げで、国民を裏切り続けています。

年齢や障がいの有無で差別し、死ぬまで保険料を取りながら必要な医療を受けさせず、保険料は値上がり続けるという、ひどい制度。この4月からは、保険料の値上げと「後期高齢者特定入院基本料」を全年齢に拡大するなど自公政治よりひどい改悪が続きます。

そのうえ、対象を65歳に引き下げる差別拡大の提案が急浮上。

私(黒田)は、「国や自治体の責務を放棄し、保険あって医療なし、医療難民を生む制度の廃止」を訴え、請願採択を強く求めました。

請願	賛成	反対	出席
後期高齢者医療制度をただちに廃止することを求める	日本共産党	民主市民クラブ・政策会・公明党 智政会・自治市民クラブ・前田	
保険でより良い歯科医療の実現を求める	日本共産党	民主市民クラブ・政策会・公明党 智政会・自治市民クラブ・前田	
選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対する	政策会・吉田・吉富 梶田・安田末・前田	日本共産党・公明党・自治市民クラブ 小山・越田・津田・多久和・西山	土田

#### 「保険歯科医療の充実」

請願署名22万筆  
25%の自治体から  
意見書提出

「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出」の請願は、国に対して、医療や技術の進歩に対応した「保険適応の拡大」「患者の医療費負担軽減」、高度な歯科医療・医療従事者を守るための「国の医療予算拡大」「診療報酬の引き上げ」などを求めるもの。

「別姓選択の自由は当然」  
夫婦別姓反対の請願を否決

「増税議案に反対」  
4月1日、国の税制改定に伴う臨時議会が開催。

「姥捨て山医療」に放り込む案も急浮上している。

制度改悪をしながら、「社会保障財源のため消費税増税」の世論づくり。企業の方は「国際競争上、企業減税が必要」と。

私たちは、「もうだまされないうぞ」の世論をつくりましょう。

「うそつきや」。黒田事務所前の「しんぶん赤旗」を天眼鏡で見ている高齢の男性。「民主党は言うてたことと全然違う」。

男性が読んでいたのは「後期高齢者医療制度廃止」の特集記事。

たしかに、民主党は「うそつき」。選挙で「差別医療の廃止」を公約。期待をふくらませておきながら、政権についたとたん公約破り。

制度を続けるばかりか、「保険料値上げはしない」の公約も反故にし、4月から値上げ「差別医療や」と非難していた後期高齢者特定入院基本料は4月から全年齢に拡大。入院先病院からの追い出しに拍車がかかる。ひどい2重3重のうそとごまかし。

その上、75歳を65歳に引き下げ、65歳の誕生日に「姥捨て山医療」に放り込む案も急浮上している。

制度改悪をしながら、「社会保障財源のため消費税増税」の世論づくり。企業の方は「国際競争上、企業減税が必要」と。

私たちは、「もうだまされないうぞ」の世論をつくりましょう。

他の議員は、「老健には戻せない」「新しい制度をつくらうとしているのだから」と請願に反対しました。

「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出」の請願は、国に対して、医療や技術の進歩に対応した「保険適応の拡大」「患者の医療費負担軽減」、高度な歯科医療・医療従事者を守るための「国の医療予算拡大」「診療報酬の引き上げ」などを求めるもの。

「別姓選択の自由は当然」  
夫婦別姓反対の請願を否決

「増税議案に反対」  
4月1日、国の税制改定に伴う臨時議会が開催。

「姥捨て山医療」に放り込む案も急浮上している。

制度改悪をしながら、「社会保障財源のため消費税増税」の世論づくり。企業の方は「国際競争上、企業減税が必要」と。

私たちは、「もうだまされないうぞ」の世論をつくりましょう。

「うそつきや」。黒田事務所前の「しんぶん赤旗」を天眼鏡で見ている高齢の男性。「民主党は言うてたことと全然違う」。

男性が読んでいたのは「後期高齢者医療制度廃止」の特集記事。

たしかに、民主党は「うそつき」。選挙で「差別医療の廃止」を公約。期待をふくらませておきながら、政権についたとたん公約破り。

制度を続けるばかりか、「保険料値上げはしない」の公約も反故にし、4月から値上げ「差別医療や」と非難していた後期高齢者特定入院基本料は4月から全年齢に拡大。入院先病院からの追い出しに拍車がかかる。ひどい2重3重のうそとごまかし。

その上、75歳を65歳に引き下げ、65歳の誕生日に「姥捨て山医療」に放り込む案も急浮上している。

制度改悪をしながら、「社会保障財源のため消費税増税」の世論づくり。企業の方は「国際競争上、企業減税が必要」と。

歯や口腔の病気の予防や早期発見・早期治療は全身疾患や介護の予防に大きく役立つことは国の調査結果でも明らかになっています。私は、「行きたいけれど、一年以上歯科医院へ行っていない」方が57.1%もいるなど調査結果を示し、国の「低医療費政策」をやめることを含め意見書を書き上げよう、と強く求めました。他議員は「意味がわからない」「請願項目が具体的ではない」と反対、不採択にしました。黒田 「別姓選択の自由は当然」  
夫婦別姓反対の請願を否決  
今、皆さんの自宅に「日本共産党川西市議会議員団・議会報告」を順次お届けしています。先日、「読ませてもらった。よくわかる。」「知らないことが一杯。これからいろいろな知らせてください。」「とお声をかけていただきました。国の政治も市の政治も「住民が主人公」を貫き、「住民の声」をまっすぐ議会に届け、実現にむけて全力でがんばっています。「言っていることとやっていることが同じ、ぶれないのが良い。」「と。私達が粘り強く言い続けていることが大きな声になり、政治を前に進めています。

世論や運動に押され、選択的夫婦別姓の自由を含む「民法の一部改正」が国会で具体化されようとしています。これに反対する立場から「選択的夫婦別姓に反対する意見書提出を求める」請願が出されました。私(黒田)は、「のぞむ人に別姓を選択する自由を保障する」立場を明確にし、請願に反対しました。「法律で同性を強制していい日本に、国連女性差別撤廃委員会からは正勧告がでていて、ことや国民のアンケート結果、ひとりっ子同志の結婚によるお墓の問題など現実の矛盾を示し、夫婦それぞれの立場を尊重、対等に話し合い決めることができて、こどもの無国籍の問題解決のためにも早期に「民法の一部改正」が必要と討論しました。「別姓で家族の絆が弱まる」など請願に賛成する意見がまだありますが、「反対多数」で不採択になりました。





# 「正社員が当然」のルールを

## 派遣法改定案

### 使い捨て温存二つの大穴

#### 衆院本会議

「紙切れ一枚で首を切られる派遣の働き方を抜本的に改め、『正社員が当たり前』のルールを確立すべきだ」。政府の労働者派遣法改定案が16日、衆院本会議で審議入りし、日本共産党の高橋ちづ子議員は問題点を正面からただし、抜本的な修正を求めました。

高橋氏は、法案の製造業派遣や登録型派遣の「原則禁止」には二つの「大穴」が開いており、「まさに派遣労働『原則容認』法案といわざるをえない」と追及しました。

鳩山由紀夫首相は、「行き過ぎた規制緩和を適正化することは大事だ」とのべる一方で、「派遣労働が一定の役割を果たし、ニースが存在していることも事実だ」などと改定案を正当化しました。

高橋氏は、製造業派遣で禁止の例外とされる「常時雇用する労働者」には、一年以上の雇用見込みがあれば短期雇用も含まれるという問題を追及。長妻昭厚生労働相は「常時雇用の定義の変更は考えていない」などと答弁し、短期雇用の繰り

返しても常用雇用とみなすことを認めました。高橋氏は「製造業派遣はきっぱりと禁止すべきだ」と主張しました。

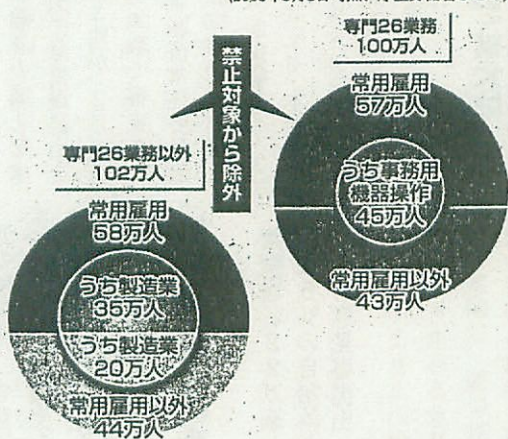
また、登録型派遣の禁止の例外とする専門26業務に従事する労働者の半分近くが「事務用機器操作」であり、パソコンでの作業を含むことを口実に「名ばかり専門業務」が横行していると指摘。

その上で、国会審議にあたっては、「派遣切り」にあった当事者をはじめ、国民の声を十分にくみ上げるべきだ」と強調。抜本的な修正を求めました。

「原則禁止」の最長5年の先送りのほかに、重大な改悪点や後退内容がある」と指摘。違法派遣があった場合、派遣先が直接雇用を申し込んだとみなす「みなし」規定について、派遣先が違法を「知らなかった」といえばすまされかねない内容であることを批判しました。

#### 8割弱が派遣禁止の例外

(2008年6月1日時点、厚生労働省まとめ)



# 労働者を使い捨てに正す

## 派遣法改定案の問題点

「昨年からおこった製造業大企業各社による大量の『派遣切り』を二度と繰り返さないこと。労働者派遣法を改正する

### 製造業に常用型を容認

に当たって、ここに抜け穴があったら何のための法改正か、ということになります。

「雇用の調整弁」にされ、景気の変動で大量解雇がおこります。

### 日雇い派遣 例外を認める

一部には、常用型を派遣禁止の例外にするなら、短期契約の回復で1年を超える見込みがあれば「常用雇用」とする厚生労働省の解釈を変えて、期間の定めのない雇用にすべきだという意見もあります。日本共産党は、期間の定めに関係なく首切りされている実態からみて、製造業への派遣は例外なしに禁止することを主張しています。

「専門26業務」を現状のまま例外扱いすること、自由についてまでも派遣を使い続けられることになりません。見逃すわけにはいかない大きな抜け穴です。

政府案は、製造業派遣を「原則禁止」するとしています。ただし派遣会社「常用雇用」されている労働者(常用型)の派遣を例外として認めています。これが大きな抜け穴になっています。

常用型は、雇用が比較的安定しているというのが理由ですが、実態はまったく違います。派遣切りがおこったとき、

究極の不安定雇用といわれる「日雇い派遣」について改定案は、2カ月以下の派遣を禁止するという形で規制するとしています。しかし、「日雇い派遣が常態であり、かつ、労働者の保護に問題ない業務等」について政令により認めると例外を認めています。不安定極まりなく、違法行為が後を絶たない日雇い派遣については例外なく禁止すべきです。

### 登録型「専門26業務」例外

政府案は、身分が不安定な登録型派遣を禁止するとしています。しかし、例外をつくってしま

限がありません。働いている労働者は100万人にのぼります。専門業務とは名ばかりで、一般事務とほとんどかわらない業務が多いのが実態です。

登録型派遣と製造業派遣の原則禁止については大穴を開けたうえ、その施行は法律の公布後3年間に先送りされます。さらに、登録型派遣については、「比較的問題が少ない」などとされた業務は、さらに2年間も適用が猶予されます。二度と「派遣切り」などを許さないように速やかに施行すべきです。

「事務用機器操作」は、電子計算機などの操作業務ですが、これだとパソコン操作が当たり前になっている今日、事務の仕事のほとんどが「専門業務」扱いされることになり

「専門26業務」は政令で指定され、派遣期間も制限

### 5年先送り 施行は最大

専門的な知識、技術、経験がある労働者は、派遣であっても安定しているからだといえます。

「事務用機器操作」は、電子計算機などの操作業務ですが、これだとパソコン操作が当たり前になっている今日、事務の仕事のほとんどが「専門業務」扱いされることになり